

令和5年4月9日(日)は
島根県知事選挙
島根県議会議員一般選挙
の投票日です

投票できる方は

平成17年4月10日までに生まれた方で、引き続き県内の市町村に3ヶ月以上居住し、お住まいの市町村の選挙人名簿に登録されている方です。

転出される方へ

- 県外の都道府県へ転出した方は投票できません。
- 県内の市町村の選挙人名簿に登録されていた方で、県内の他の市町村へ転出した場合は、選挙人名簿に登録されている従前の市町村で投票できます。
- この場合、投票所において『引き続き県内に住所を有する旨の証明書※1』（住民票の写しでも可）の提示を行うか、又は「引き続き県内に住所を有することの確認※2」を受ける必要があります。
- なお、期日前投票ができる期間であれば、転出届を提出する前に、期日前投票所で投票することもできます。
期日前投票期間：知事 3/24~4/8、県議 4/1~4/8

※1 『引き続き県内に住所を有する旨の証明書』は、転出先等の市町村役場の住民登録等を行う窓口へ申請すると、無料で交付を受けることができます。

※2 投票所の受付で「引き続き県内に住所を有することの確認」を受ける場合は、時間を要する場合がありますので、『引き続き県内に住所を有する旨の証明書』の持参をお勧めいたします。



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん